

# 秋田県暴力団排除条例

が制定されました。平成23年3月14日施行

一部、同年7月1日施行

この条例は、秋田県、県民、事業者、関係機関・団体が連携を強化し、社会が一体となって暴力団を排除し、

**「日本一安全で安心な秋田」**

を実現するために制定されました。



**暴力団を恐れない** **暴力団を利用しない**

**暴力団に資金を提供しない**

## 条例の主な禁止事項

- 学校等施設の周囲200mの区域内では、暴力団事務所の新たな運営が禁止されます。
- 事業者が、暴力団の威力を利用することや暴力団に協力する目的で、暴力団員に金品等を渡すことなどが禁止されます。
- 暴力団事務所に使用されることを知って、不動産取引を行うことが禁止されます。

秋田県・秋田県警察



# 秋田県暴力団排除条例の概要

この条例は、暴力団の排除について、基本理念を定め、並びに県及び県民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策について必要な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって県民生活の安全と平穏を確保し、及び県民経済の健全な発展に寄与することを目的として制定されました。

## 条例の主な内容

### 基本理念（第3条）

暴力団の排除は、暴力団が県民の生活及び事業者の事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団を利用しないこと及び暴力団に対して資金を提供しないことを基本とし、県、県民、事業者、関係機関及び関係団体の相互協力の下に推進します。

### 県の事務及び事業からの暴力団排除（第6条）

県は、公共工事その他の県の事務又は事業により暴力団が利益を得ることとならないように、公共工事の入札に暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を参加させないなど、暴力団の排除のための措置を講じます。

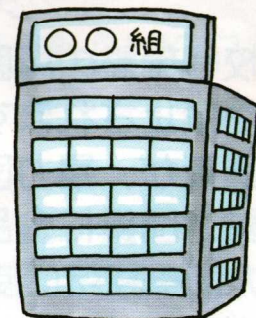
### 暴力団の威力の利用、暴力団への利益の供与の禁止（第10条・第11条）

事業者は、その行う事業に関し、暴力団の威力の利用及び暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる金品その他の財産上の利益の供与を禁止します。



### 不動産の譲渡等の禁止（第12条）

何人も、土地又は建物が暴力団事務所の用に供されることを知っての譲渡等の契約（媒介を含む。）を禁止します。



### 不動産の譲渡等の契約に係る措置（第13条）

不動産等の譲渡等の契約を締結する場合には、暴力団事務所の用に供しない旨を誓約する書面の提出を求めるよう努めていただきます。



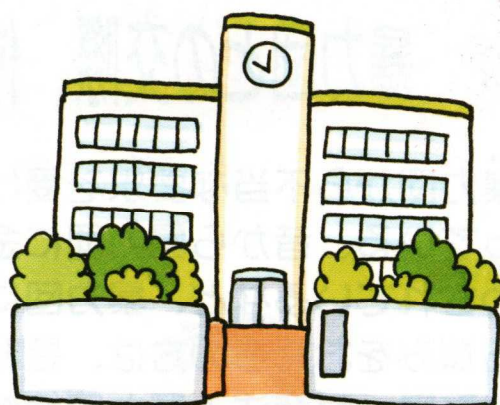
**違反した者は、  
1年以下の懲役又は50万円以下の罰則が科せられます。**

### 暴力団事務所の運営禁止（第9条）

文教施設など青少年の利用頻度が高いと認められる施設から200メートルの範囲内で新規に暴力団事務所を運営することを禁止するとともに、違反した場合には罰則が科せられます。

#### 対象となる施設

- (1) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、専門学校などの学校。ただし、大学を除く。
- (2) 図書館。ただし、学校に附属する図書館又は図書室を除く。
- (3) 助産施設、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設などの児童福祉施設



- (4) 街区公園、総合公園、運動公園などの都市公園
- (5) 上記のほか、特にその周辺における青少年に対する暴力団の影響を排除する必要のある施設

**報告又は資料の提出、勧告による行政指導を行います。  
これに従わないときなどには、公表する場合があります。**

### 報告又は資料の提出・勧告・公表（第14条・第15条・第16条）

暴力団の威力利用の禁止、利益の供与の禁止、不動産譲渡等の禁止行為に違反した者やその疑いがある者に対し、事実の確認に必要な範囲内で関係書類等の提出を求めます。

また、違反者がこれらの規定に違反する行為をした場合において、更に反復してこれらの規定に違反する行為をするおそれがあると認めるときは、期間を定めて勧告を行います。

関係書類等の提出を求められた者が正当な理由なくこれに応じない場合や勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わない場合には、その旨を公表します。



# 県民・事業者の皆様へ

私たちの秋田県を守り、未来を担う子どもたちを守るために、  
「日本一安全で安心な秋田」を一緒に実現しましょう。

今年が、暴力団との交際、付き合いを断ち切る絶好の機会です。

暴力団から不当な要求を受けて困っている、昔から暴力団に金を払わされているなど、暴力団に関する悩みをお持ちの方は、是非下記の警察、財団法人暴力団壊滅秋田県民会議にご連絡ください。



## 警察本部・各警察署（代表）

警察本部 018-863-1111	秋田中央警察署 018-835-1111
鹿角警察署 0186-23-3321	秋田東警察署 018-825-5110
大館警察署 0186-42-4111	由利本荘警察署 0184-23-4111
北秋田警察署 0186-62-1245	
能代警察署 0185-52-4311	大仙警察署 0187-63-3355
五城目警察署 018-852-4100	仙北警察署 0187-53-2111
男鹿警察署 0185-23-2233	横手警察署 0182-32-2250
秋田臨港警察署 018-845-0141	湯沢警察署 0183-73-2127

公益財団法人暴力団壊滅秋田県民会議

相談電話 フリーダイヤル 0120-893-184

ヤクザ イヤヨ